

事務連絡
令和6年11月5日

各 都道府県 障害保健福祉主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

令和6年度被害者保護増進等事業費補助金（在宅療養環境整備事業）二次公募について
（周知依頼）

平素より、厚生労働行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省においては、自動車事故により重度の後遺障害を負われた方を介護する御家族の高齢化の進展等により、介護者がいなくなる、又は介護が困難となった場合（いわゆる「介護者なき後」）への不安が寄せられている中、医療的ケアを必要とする自動車事故被害者に対して、訪問系サービスを提供する事業者の人手不足は深刻な状況となっていることから、在宅生活の継続を選択肢の一つとして考えられるよう、訪問系サービスを提供する事業者の新設及び介護人材確保に係る経費の支援を行うこととしております。

今般、令和6年11月5日（火）～令和7年1月24日（金）の間、当該事業に係る二次公募を行うとの連絡があったことから、補助対象事業者への周知に御協力をお願いいたします。

【補助対象事業者】

- ・居宅介護事業所
- ・重度訪問介護事業所

なお、具体的な補助の要件等、当該事業に関する問い合わせは、下記にて受け付けておりますので、この点も併せて周知への御協力をお願いいたします。なお、補助対象期間は令和6年度中になりますので一次公募期間中に申請できなかった場合でも申請可能と聞いております。

問い合わせ先

自動車事故被害者支援体制等整備事業事務局（在宅療養環境整備事業）

電話：080-7052-5403

メールアドレス koutsujiko-sien@koutsujiko-mlit.jp

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 御中

国土交通省物流・自動車局保障制度参事官室

令和6年度被害者保護増進等事業費補助金（在宅療養環境整備事業）二次公募について
（周知依頼）

平素より、国土交通行政の推進に御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、自動車事故による被害者保護の増進を図るための各種施策を実施しております。今般、交通事故により重度の後遺障害を負われた方を介護する御家族の高齢化の進展等により、介護者がいなくなる、又は介護が困難となった場合（いわゆる「介護者なき後」）への不安が強く寄せられています。

一方、医療的ケアを必要とする自動車事故被害者に対して、訪問系サービスを提供する事業者の人手不足は深刻な状況となっていることから、国土交通省としては、こうした声に応えるべく介護者なき後を見すえ、在宅生活の継続を選択肢の一つとして考えられるよう、訪問系サービスを提供する事業者の新設及び介護人材確保に係る経費の支援を行うこととしております。

今般、標記補助事業の二次公募を令和6年11月5日（火）～令和7年1月24日（金）の間実施することとなりました。なお、補助対象期間は令和6年度中になりますので一次公募期間中に申請できなかった場合でも申請可能となります。つきましては、地方自治体に本補助事業を周知いただき、居宅介護事業所や重度訪問介護事業所を運営する事業者へのご案内・周知の他、報道発表等にご協力をお願い申し上げます。

記

1. 送付資料
報道発表資料

2. お問合せ先
〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省 物流・自動車局 保障制度参事官室（担当：高島、福田）
電話：03-5253-8111（内線：41418） 03-5253-8580（直通）
メールアドレス：hqt-hosyohojo@gxb.mlit.go.jp

以上